特集:斑点米カメムシ類の発生と防除対策

斑点米カメムシ類の今夏の発生状況について

農林水産省生産局植物防疫課 白 石 正 美

稲の穂を吸汁加害し、着色粒の一種である斑点米を発生させる「斑点米カメムシ類」と称されるカメムシ類は、現在約40種が知られており、水田周辺の雑草地等で越冬・増殖したあと、出穂以降に水田へ侵入し、稲の穂を加害している。

近年の斑点米カメムシ類の発生は、全国的に多発生となっており、平成11年度では全国計で約48万ha(発生面積率:27%)、平成12年度では過去最高値となる約61万ha(発生面積率:35%)の水稲で発生した。

近年の斑点米カメムシ類の発生状況を踏まえ、平成 11年および12年の多発生の要因について、都道府県で の発生要因等の解析をとりまとめたところ、次の要因が 考えられる。

- (1) 両年とも4月中旬から夏季まで、平均気温が高温傾向であり、斑点米カメムシ類の増殖に好適な条件となったこと。
- (2) 斑点米カメムシ類が越冬・増殖しやすい休耕地等の面積が増加していること。
- (3) 従来,水田の管理作業の一貫として実施されていた畦畔の草刈りが実施されにくくなり,畦畔での生息密度が増加していること。

このように,病害虫の発生に重要な要因となる気象条件のみならず,近年の農業を取り巻く環境等が変化したことが,発生時期の長期化,多発生地域の拡大を誘因

| 衣・1 十成13年及歴は不刀メムン類に関する旨報及び住息報の即追利祭ことの先表月日 | | | |
|--|--------|------------------|--------|
| 病害虫発生予察:警報 | 都道府県名 | 病害虫発生予察:注意報 | 都道府県名 |
| 平成13年7月19日 | 山形県 | 平成 13 年 7 月 16 日 | 香川県 |
| 平成 13 年 7 月 24 日 | 島根県 | 平成 13 年 7 月 17 日 | 愛媛県 |
| 平成 13 年 7 月 24 日 | 石川県 | 平成 13 年 7 月 17 日 | 山口県 |
| 平成 13 年 7 月 24 日 | 富山県 | 平成 13 年 7 月 18 日 | 徳島県 |
| 平成 13 年 7 月 26 日 | 福井県 | 平成 13 年 7 月 18 日 | 鳥取県 |
| 平成 13 年 7 月 30 日 | 岐阜県 | 平成 13 年 7 月 18 日 | 長野県 |
| 平成13年8月2日 | 宮城県 | 平成 13 年 7 月 18 日 | 新潟県(2) |
| 病害虫発生予察:注意報 | 都道府県名 | 平成 13 年 7 月 19 日 | 青森県 |
| | | 平成 13 年 7 月 19 日 | 京都府 |
| 平成 13 年 6 月 28 日 | 岐阜県 | 平成 13 年 7 月 19 日 | 栃木県 |
| 平成13年7月2日 | 岩手県(1) | 平成 13 年 7 月 19 日 | 三重県 |
| 平成 13 年 7 月 2 日 | 新潟県(1) | 平成 13 年 7 月 23 日 | 奈良県 |
| 平成 13 年 7 月 5 日 | 島根県 | 平成 13 年 7 月 24 日 | 宮城県(2) |
| 平成 13 年 7 月 5 日 | 山形県 | 平成 13 年 7 月 26 日 | 広島県 |
| 平成 13 年 7 月 6 日 | 富山県 | 平成 13 年 7 月 26 日 | 北海道 |
| 平成 13 年 7 月 6 日 | 福井県 | 平成 13 年 7 月 27 日 | 岩手県(2) |
| 平成 13 年 7 月 6 日 | 宮城県(1) | 平成 13 年 7 月 30 日 | 群馬県 |
| 平成 13 年 7 月 10 日 | 石川県 | 平成 13 年 8 月 1 日 | 滋賀県(2) |
| 平成 13 年 7 月 11 日 | 千葉県 | 平成 13 年 8 月 2 日 | 兵庫県(2) |
| 平成 13 年 7 月 12 日 | 愛知県 | 平成 13 年 8 月 9 日 | 岩手県(3) |
| 平成 13 年 7 月 12 日 | 茨城県 | 平成 13 年 8 月 10 日 | 大阪府 |
| 平成 13 年 7 月 12 日 | 岡山県 | 平成 13 年 8 月 16 日 | 埼玉県 |
| 平成 13 年 7 月 12 日 | 滋賀県(1) | 平成 13 年 8 月 17 日 | 大分県 |
| 平成 13 年 7 月 12 日 | 兵庫県(1) | 平成 13 年 8 月 29 日 | 愛媛県(2) |
| 平成 13 年 7 月 13 日 | 福島県 | 平成 13 年 8 月 30 日 | 高知県 |
| 平成 13 年 7 月 16 日 | 秋田県 | | |

表-1 平成13年度斑点米カメムシ類に関する警報及び注意報の都道府県ごとの発表月日

(注) 都道府県名欄のカッコ内数字は発表回を示す。

Occurence Situation of Rice bugs Causing the Pecky Rice in 2001. By Masami Shiransi (キーワード:斑点米,カメムシ類,発生予察)

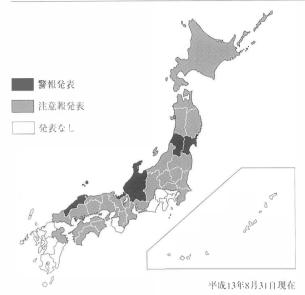


図-1 斑点米カメムシ類の警報および注意報の発表状況

し, 多発生につながっているようである。

本年度の発生状況については、都道府県における防除 面積等の集計結果を待つ必要があるが、都道府県が発表 する発生予察情報等によると、地域により優占種が異な るものの、全国各地で一様に、早い時期から水田での発 生が見られ、平年値を超える発生が確認されており、多 発傾向となっている。

これは、本年も4月中旬から6月にかけて高温傾向であったこと、また、その後7月に入っても関東以西において記録的な高温にみまわれ、増殖に好適な条件になったためと思われる。

8月31日現在,7県で病害虫発生予察警報が,35道 府県で42件の病害虫発生予察注意報が発表され,防除 の徹底が呼びかけられている。

中央だより

○「農薬登録保留基準」の改正について

環境省は平成13年8月22日付けで農薬取締法に規定されている「作物残留に係る農薬の登録保留基準」と「水質汚濁に係る農薬の登録保留基準」の一部(下記)を改正し、公布日より適用することになった。

作物残留に係る農薬の登録保留基準

ESP 剤 (殺虫剤:エストックス:失効) の項を削除。 アザフェニジン剤 (除草剤:イノベーションなどの一成分): (新規) みかん:0.1 ppm, みかん以外のかんき つ類:0.1 ppm

アニロホス剤 (除草剤: ビンゴなどの一成分): (新規) 米: 0.05 ppm

カズサホス剤 (殺線虫剤:ラグビー):(変更)第一大 粒果実類:0.05 ppm,第二果菜類:0.05 ppm,だいこ ん類の葉:0.05 ppm,根・茎類:0.05 ppm,いも類: 0.05 ppm

ジフルベンズロン剤 (殺虫剤:デミリン): (変更) 第二果菜類: 1 ppm, 第二葉菜類: 1 ppm, 根・茎類: 0.5 ppm, 鱗茎類: 0.05 ppm

シモキサニル剤(殺菌剤:カーゼートPZの一成分):(変更)第一大粒果実類:0.1 ppm, 小粒果実類:0.2 ppm, 第二果菜類:0.5 ppm, 第一葉菜類:0.2 ppm, いも類:0.1 ppm, 大豆:0.1 ppm

スピノサド剤 (殺虫剤:スピノエース):(変更)第一大粒果実類:0.2 ppm,第二大粒果実類:0.5 ppm,小粒果実類:1 ppm,第一果菜類:2 ppm,第二果菜類:5 ppm,根・茎類:0.2 ppm,茶:2 ppm

チアメトキサム剤 (殺虫剤:アクタラ): (新規) 米: 0.1 ppm, みかん: 0.5 ppm, みかん以外のかんきつ類: 0.5 ppm, 第一大粒果実類: 0.5 ppm, 第二果菜

類:0.5 ppm, いも類:0.5 ppm

ビフェナゼート剤 (殺ダニ剤:マイトコーネ):(変更) みかん:0.2 ppm, みかん以外のかんきつ類:1 ppm, 第一大粒果実類:0.2 ppm, 第二大粒果実類:2 ppm, 小粒果実類:3 ppm, 第二果菜類:2 ppm, 茶:2 ppm

ピラフルフェンエチル剤 (除草剤:エコパート):(変更) ※:0.1 ppm, 小麦:0.1 ppm, 小麦以外の麦・雑穀:0.1 ppm, みかん:0.1 ppm, みかん以外のかんきつ類:0.1 ppm, 第一大粒果実類:0.1 ppm, 第二大粒果実類:0.1 ppm, 小粒果実類:0.1 ppm, ナッツ類:0.1 ppm, 第一葉菜類:0.1 ppm, 第二葉菜類:0.1 ppm, 根・茎類:0.1 ppm, いも類:0.1 ppm

フルアジホップ剤 (除草剤: ワンサイド)・フルアジホップ P 剤 (除草剤: ワンサイド P): (変更) みかん: 0.1 ppm, みかん以外のかんきつ類: 0.1 ppm, 第二大粒果実類: 0.1 ppm, 第二果菜類: 0.1 ppm, 第二栗菜類: 2 ppm, 第二葉菜類: 0.2 ppm, 根・茎類: 0.5 ppm, 鱗 茎類: 0.5 ppm, いも類: 0.1 ppm, 大豆: 0.2 ppm, 大豆以外の豆類: 5 ppm, てんさい: 0.2 ppm

フルミオキサジン剤 (除草剤: グランドボーイの一成分): (変更) みかん: 0.1 ppm, みかん以外のかんきつ類: 0.1 ppm, 第二大粒果実類: 0.1 ppm, 小粒果実類: 0.1 ppm

メトキシフェノジド剤 (殺虫剤: ランナー, ファルコン): (新規) 米: 0.1 ppm, 第二大粒果実類: 2 ppm, 第一葉菜類: 1 ppm, 茶: 5 ppm

水質汚濁に係る農薬の登録保留基準(新規)

アニロホス剤 (除草剤:ビンゴなどの一成分): 0.03 mg//

チアメトキサム剤(殺虫剤:アクタラ):0.5 mg// メトキシフェノジド剤(殺虫剤:ランナー,ファルコン):3 mg//